

平成26年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり入札契約制度改正を行います。

◆入札契約制度 <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>

◆公契約大綱 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

1 公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の改定1

昨今の技能労働者の不足に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、昨年に引き続き、例年の4月改定を前倒して実施します。

2 インフレスライドの適用3

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更します。

3 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行（一部改正）4

平成26年2月から試行している「施工箇所が点在する工事の積算方法」について、入札契約方法及び対象工事を拡大します。

4 前金払支払基準の改正（限度額撤廃）6

工事の資金繰りの円滑化を通じて、適正な施工が確保されるよう、前金払の支払限度額を撤廃します。

5 測量等業務委託に係る最低制限価格制度7

公共工事に関する調査及び設計からのダンピング排除を徹底するため、測量等業務委託について最低制限価格制度を導入します。

6 予定価格事後公表の試行拡大8

平成24年9月から試行している予定価格事後公表の試行について、対象工事を拡大します。

7 フレックス工期による契約方式の試行（一部改正） …9

平成 26 年 2 月から試行している「フレックス工期による契約方式」について、対象工事を拡大します。

8 工事施工調整会議（三者会議）の実施 ……10

発注者、施工者及び設計者間において事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有することで品質向上等を図るため、工事施工調整会議（三者会議）を実施します。

9 暴力団排除の徹底（元下指針改正） ……11

京都府発注工事からの暴力団排除を一層徹底するため「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に係る指針」を改正します。

10 災害協定締結の評価（総合評価競争入札） ……12

災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を評価するため、総合評価競争入札の選択評価項目として「災害協定の締結」を新たに設定します。

11 保護観察対象者雇用の評価 ……13

刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、協力雇用主に対する優遇措置として、建設工事の入札参加資格の等級区分（いわゆる格付）に係る主観点を加点します。

12 親子会社等の同一入札への参加制限 ……14

入札の公平性・公正性の向上を図るため、一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を認めないこととします。

1 公共工事設計労務単価・設計業務等技術者単価の改定

1 趣旨

昨今の技能労働者の不足に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、昨年に引き続き、例年の4月改定を前倒しして実施します。

2 内容

職種	新単価	H26単価	上昇率
特殊作業員	18,200円	18,300円	△0.5%
普通作業員	16,700円	16,100円	3.7%
とび工	20,800円	20,100円	3.5%
鉄筋工	20,400円	19,100円	6.8%
特殊運転手	17,900円	18,000円	△0.6%
型わく工	20,900円	20,200円	3.5%
大工	20,200円	19,300円	4.7%
交通誘導警備員	11,100円	10,400円	6.7%

・京都府の平均上昇率は3.6%（全国平均4.2%）

職種	新単価	H26単価	上昇率	
設計業務	主任技師	49,500円	47,000円	5.3%
	技師A	42,800円	41,000円	4.4%
	技術員	23,800円	22,600円	5.3%
測量業務	測量技師	29,200円	26,900円	8.6%
	測量助手	23,400円	21,700円	7.8%
地質業務	地質調査技師	37,400円	35,600円	5.1%
	地質調査員	22,400円	22,400円	0%

・京都府の平均上昇率は4.7%（全国一律）

○ 適用期日

平成27年2月16日以降に入札公告又は入札通知する建設工事等から適用

○ 特例措置

- ① 平成27年2月実施の公共工事設計労務単価・設計業務等技術単価の改正に際し、旧単価等により予定価格を積算している工事等(平成27年2月1日以降に契約するものに限る。)の受注者は、発注者に対し、旧単価等に基づく契約を新単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更に係る協議を請求することができます。ただし協議を請求できるのは請求期限内に限ります。

【請負代金額又は業務委託料の変更】

変更後の請負代金額=(新単価により積算された予定価格) ×当初契約の落札率

変更後の業務委託料=(新技術者単価により積算された予定価格)×当初契約の落札率

- ② 平成 27 年 2 月実施の公共工事設計労務単価の改正に際し、契約中の小修繕工事等に係る平成 27 年 2 月 1 日以降に着手する現場作業についても、同様の協議を請求することができます。

- 協議請求期限 : 原則平成 27 年 2 月 27 日まで

2 インフレスライドの適用

1 趣旨

既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライドを適用し、新労務単価等に基づく請負金額に変更します。

2 内容

工事請負契約書第 25 条第 6 項の規定により、受注者は、工期内に急激な資材労務単価等の変動が生じ、請負代金額が不相当となったときに、変動額の 1%を超える額を発注者に請求できます。

【スライド額の算定】

スライド額は、次式により算出する。

$$S = P2 - P1 - (P1 \times 1/100)$$

この式において、S、P1 及び P2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額
(変動前残工事額)

P2 : 基準日における労務単価又は資材単価等を基礎として算出した P1 に相当する額
(変動後残工事額)

P1 及び P2 は、発注者積算額に当初契約の落札率を考慮して算出する。

$$P = \text{発注者積算額} \times \text{落札率}$$

3 対象工事

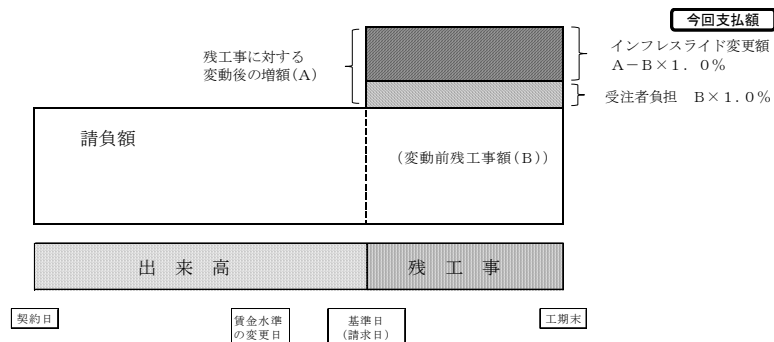
インフレスライド条項の適用対象工事は、次の全てを満足している工事とします。

- (1) 労務単価の改定日の前に契約を締結している工事であること。
- (2) 基準日において、残工期が 2 ヶ月以上あること。
- (3) 基準日において、残工事の請負代金額の単価変動による増額が、残工事の請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えていること。

4 基準日

スライド変更のため出来高を確認する日

◆インフレスライド適用のイメージ図



3 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行(一部改正)

1 趣旨

平成 26 年 2 月から試行している「施工箇所が点在する工事の積算方法」について、入札契約方法及び対象工事を拡大します。

2 内容

- (1) 施工箇所間の直線距離が 100 m(3(2)の工事については 1km)以内の複数の工事については、ひとつの工事とみなして積算し、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整を行います。
- (2) 施工箇所間の直線距離が 100 m(3(2)の工事については 1km)を超える複数の工事については、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出し調整を行わず、一般管理費等についてのみ当該複数の工事をひとつの工事とみなして調整を行います。((1)でひとつとみなした複数の工事については、当該複数工事をひとつの施工箇所とみなします。)

3 対象工事

- (1) 災害復旧事業及び府民公募型整備事業で施工箇所間の直線距離が 100 mを超える複数の工事をまとめて発注するもの
- (2) 専門工事等で、入札不調・不落対策のために発注ロットを調整する必要があり、施工箇所間の直線距離が 1 k m をを超える複数の工事をまとめて発注するもの

4 入札及び契約の方法

次のいずれかの方法によることとする。

(1) 合冊入札による方法

ア 入札については、一件の入札で複数の契約をする方法で行う。

イ 契約については、2(1)の工事を契約単位として、100 m をを超える施工箇所毎に個別に締結する。

(2) 合併入札による方法

入札及び契約については、2(2)の複数の工事をひとつの工事とみなして、一件の入札で一件の契約をする方法で行う。

5 配置技術者の専任要件

(1) 合冊入札による方法の場合

複数工事の一件あたりの契約額が 2,500 万円未満であれば、それらの合計額が 2,500 万円以上となっても技術者の専任を要しない。

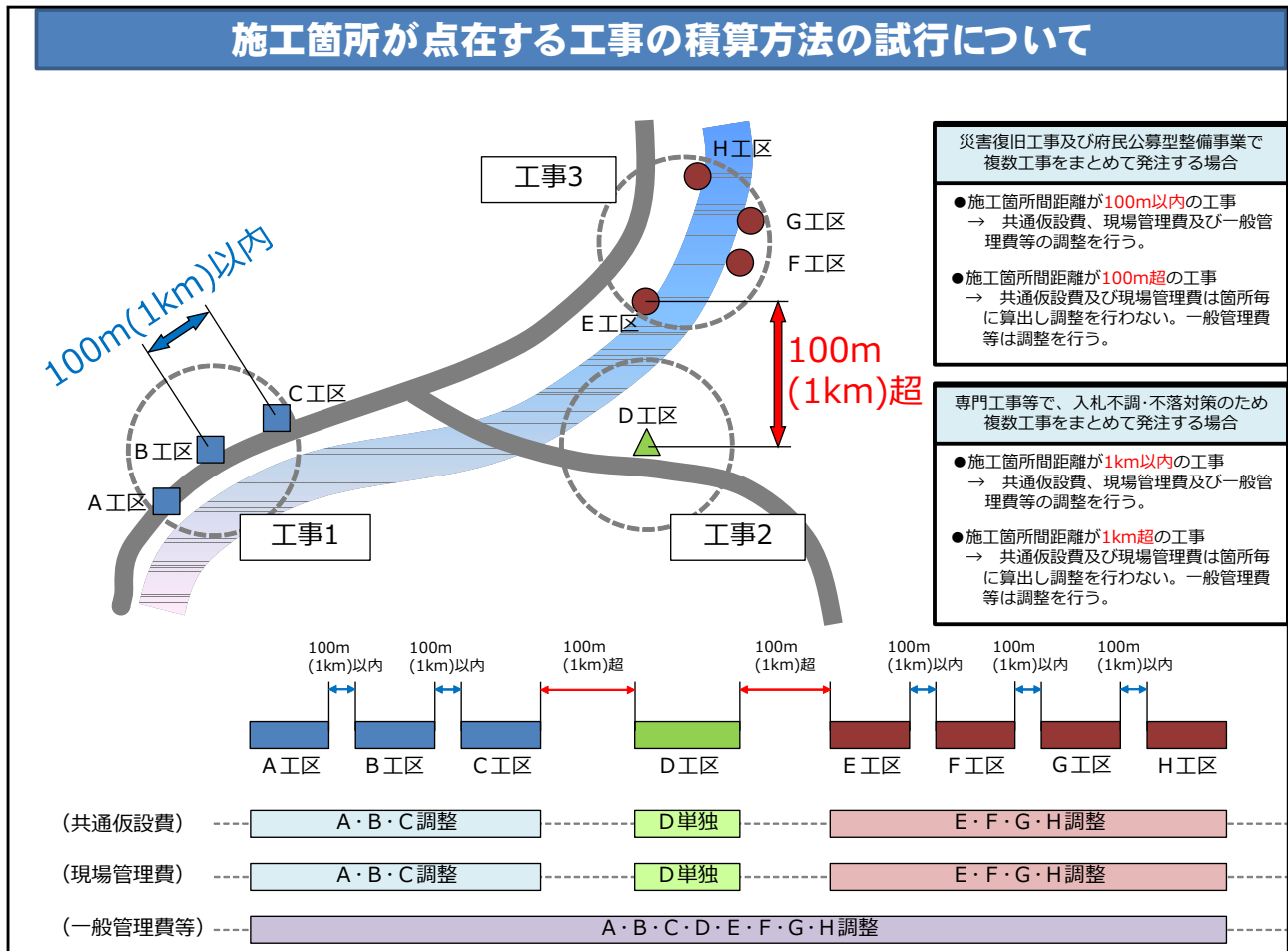
(2) 合併入札による方法の場合

複数工事を合算した工事の予定価格が 2,500 万円以上で専任要件を設ける。

6 適用期日

平成 26 年 11 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

◆施工箇所が点在する工事の積算方法の試行のイメージ図



4 前金払支払基準の改正(限度額撤廃)

1 趣旨

公共工事等の資金繰りの円滑化を通じて、適正な施工が確保されるよう、前金払の支払限度額を撤廃します。

2 内容

公共工事等に係る前金払の支払基準については、従来、3億円の支払限度額を設けていましたが、その限度額を撤廃します。

【改正前】

種別	測量並びに土木建築工事の設計、調査及び機械類の製造	左に掲げるもの以外の公共工事
前金	請負代金の3割以内の額。ただし、3億円を上限とする。	請負代金の4割以内の額。ただし、3億円を上限とする。
中間前金	—	請負代金の2割以内の額。ただし、3億円を上限とする。

【改正後】

種別	測量並びに土木建築工事の設計、調査及び機械類の製造	左に掲げるもの以外の公共工事
前金	請負代金の3割以内の額	請負代金の4割以内の額
中間前金	—	請負代金の2割以内の額

3 適用期日

平成26年11月1日以降に請求の前金払から適用

5 測量等業務委託に係る最低制限価格制度

1 趣旨

公共工事に関する調査及び設計からのダンピング排除を徹底するため、測量等業務委託について最低制限価格制度を導入します。

2 最低制限価格の設定

国の低入札価格調査基準価格算定式に準拠し、以下の算定式で算定された値を参考に最低制限価格を設定します。

○地質調査以外の業務

設定範囲（予定価格の6.0/10～8.0/10）						
測量	直接測量費 ×1.0	+	測量調査費 ×1.0	+	諸経費 ×0.4	
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費 ×1.0	+	特別経費 ×1.0	+	技術料等経費 ×0.6	+ 諸経費 ×0.6
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費 ×1.0	+	直接経費 ×1.0	+	その他原価 ×0.9	+ 一般管理費等 ×0.3
補償関係 コンサルタント	直接人件費 ×1.0	+	直接経費 ×1.0	+	その他原価 ×0.9	+ 一般管理費等 ×0.3

○地質調査業務

設定範囲（予定価格の2/3～8.5/10）						
地質調査業務	直接調査費 ×1.0	+	間接調査費 ×0.9	+	解析等調査業務費 ×0.75	+ 諸経費 ×0.4

3 適用期日

平成26年12月1日以降に入札公告又は入札通知するものから適用

6 予定価格事後公表の試行拡大

1 趣旨

平成 24 年 9 月から試行している予定価格事後公表の試行について、対象工事を拡大します。

2 内容

	通常工事	試行工事
予定価格の公表時期	事前公表 入札参加資格確認通知又は入札通知の翌日 (入札者には、入札参加資格確認通知又は入札通知で通知)	事後公表 当初入札締切日の翌日 (入札者には、入札締切後通知(入札締切通知書により通知))
入札回数	1回	2回 (再度入札を1回実施)
試行に併せて導入する制度	○入札情報に関する問い合わせを記録し公表	○予定価格に対する質疑制度 ○入札情報に関する問い合わせを記録し公表

3 対象工事

受注者の技術力が期待される予定価格が 4,500 万円以上の建設工事
(改正前は予定価格が 4,500 万円以上の建設工事の総合評価の一部)

4 適用期日

平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用

7 フレックス工期による契約方式の試行(一部改正)

1 趣旨

平成 26 年 2 月から試行している「フレックス工期による契約方式」について、対象工事を拡大します。

2 内容

受注者は契約日から工事開始期限日までの期間で任意の日を工事開始日とすることができます。(工事開始期限日は公告文等で発注者が別に定めます。)

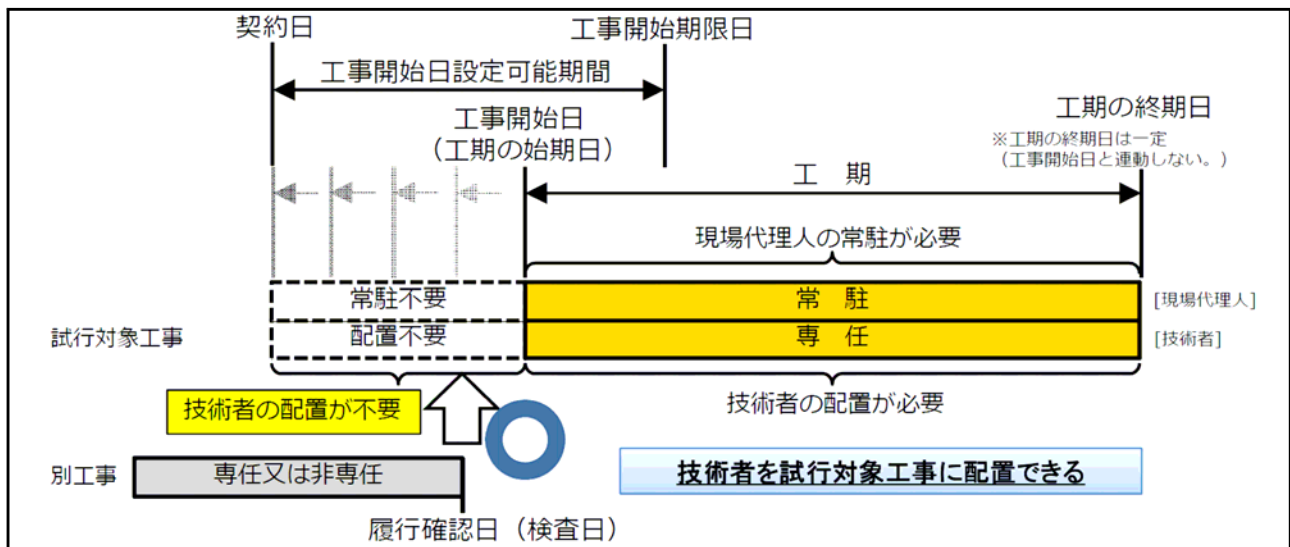
3 対象工事

- (1) 年度末の技術者不足により入札参加者の減少が懸念される、各年 2 月 1 日以降に入札公告する工事
- (2) 出水期により着手時期に制限がかかる工事
- (3) 漁期、農繁期又は猟期等により着手時期に制限がかかる工事
- (4) 工事開始期限日から工期の終期日までの期間が 1 箇年を超える長期間工事
- (5) 議会の議決に付すべき工事

4 適用期日

平成 26 年 7 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用

◆フレックス工期による契約方式の試行のイメージ図



8 工事施工調整会議(三者会議)の実施

1 趣旨

発注者、施工者及び設計者間において事業目的、設計意図や施工時の留意点等の情報を共有することで品質向上等を図るため、工事施工調整会議(三者会議)を実施します。

2 対象工事

業務委託による設計成果に基づく工種を有する工事で、原則、以下のいずれかに該当する工事

- (1) 構造計算を伴う重要構造物を含む工事(橋梁、トンネル、ダム、杭基礎、軟弱地盤上の構造物、擁壁、補強土、ボックスカルバート、樋門・樋管、砂防堰堤、地すべり防止施設、斜面崩壊防止施設等)
- (2) 設計条件で不確定な要素を有している工事
- (3) 複雑な設計条件のある工事(地盤条件、水理条件、施工計画等)
- (4) 複雑な仮設構造物を伴う工事
- (5) 作業工程に制約のある工事
- (6) 環境保全に特別な配慮が必要な工事
- (7) 新技術・新工法を用いて設計が行われる工事
- (8) その他発注者が必要と認める工事

3 開催時期

- (1) 工事施工前(設計図書の照査及び現地調査後、施工計画書の提出前)
- (2) 工事施工途中(現場条件の変更や施工条件の変化、設計変更等が発生した場合等で、開催の必要が生じた時)

4 会議開催に要する費用

三者会議に要する費用は、原則、発注者が負担します。

(施工者に係る費用は、工事打合せであるため、工事請負金額に含まれている。設計者の会議出席に係る費用は、施工者が設計者へ支払うものとし、その費用は発注者が負担する。)

5 適用期日

平成 26 年 10 月 10 日

9 暴力団排除の徹底(元下指針改正)

1 趣旨

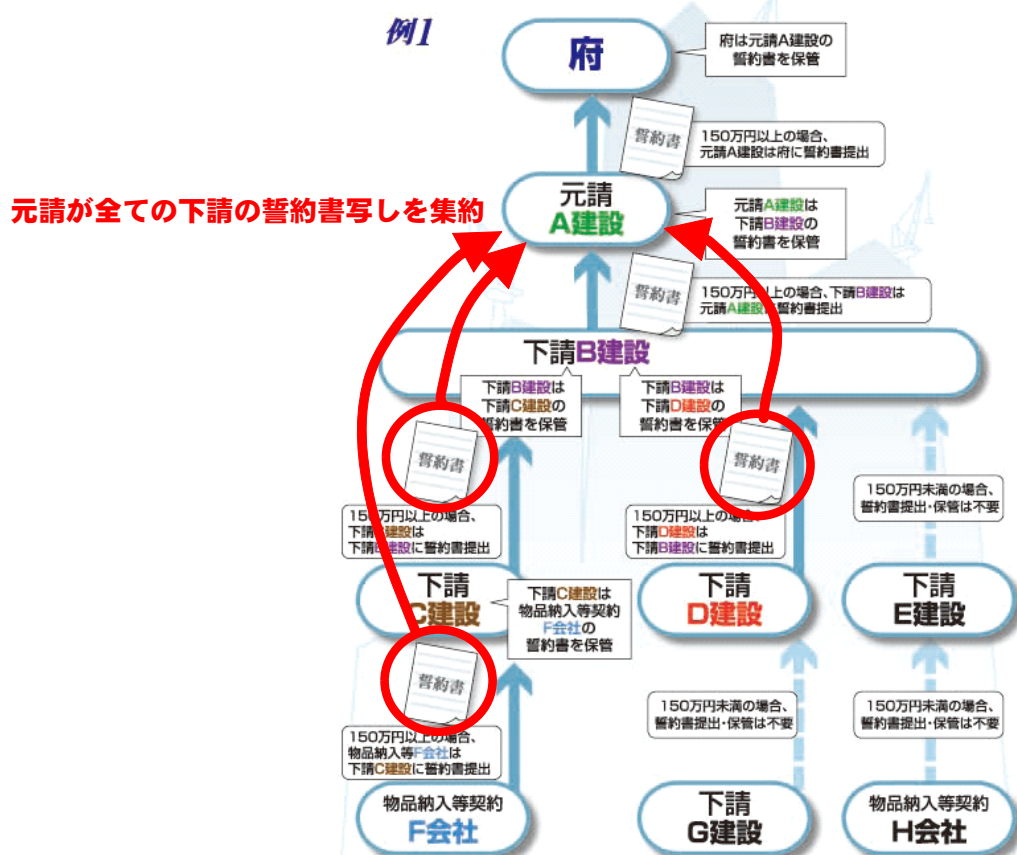
京都府発注工事からの暴力団排除を一層徹底するため「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に係る指針」を改正します。

2 内容

- (1) 平成 23 年 4 月に施行された「京都府暴力団排除条例」の規定を指針に明記します。
 - 暴力団員等との下請契約締結の禁止
 - 下請契約に際し、相手方から暴力団員でない旨の誓約書を徴取
- (2) 全ての下請契約者が暴力団員等でないことを確認します。
 - 下請契約書の写しとともに誓約書の写しの提出を義務化(2次下請から1次下請、1次下請から(2次下請分も含めて)元請へ提出することで、元請が全ての下請契約書の写し及び誓約書の写しを集約する。)
 - 下請契約時に確実に確認できるよう下請工事契約時チェックリストを改正
- (3) 上記を違反した場合に係るペナルティを規定します。

3 適用期日

平成 26 年 11 月 1 日以降に入札公告又は入札通知する建設工事から適用



10 災害協定締結の評価(総合評価競争入札)

1 趣旨

災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を評価するため、総合評価競争入札の選択評価項目として「災害協定の締結」を新たに設定します。

2 内容

現行の総合評価競争入札における「地域への貢献」に関する加点評価項目として「災害協定の締結」を新設します。

【現行】

加点評価項目		評価内容	加算点
地域への貢献	地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績	冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り	1
		冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し	0.5
		維持修繕部門の表彰有り	0.5
		表彰無し	0
			1点

【変更案】

加点評価項目		評価内容	加算点
地域への貢献	地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績 ※1	冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有有り	1
		冬期維持管理部門の表彰有りかつ除雪機械の保有無し	0.5
		維持修繕部門の表彰有り	0.5
		表彰無し	0
	災害協定の締結 ※2	工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員	1
		協定締結無し	0
			1点

※1 除雪業務に密接に関連する道路工事等に適用する。

※2 災害協定に基づく出動要請を行った被災箇所における災害復旧工事等に適用する。

※3 「地域維持業務(小修繕工事又は除雪等業務委託)の実績」と「災害協定の締結」とは重複して評価対象としない。

3 留意事項

- 「地域への貢献」に対する加点評価項目については、工事の内容に応じて選択することとし、「地域維持業務の実績」と「災害協定の締結」とは重複して評価対象としない。
- 当該土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員を加点する。
- 各構成員からの申請によって加点する。なお、加点対象者の確認は災害協定締結団体から提出された名簿によることとし、加入証明書等の書類は求めない。

4 適用期日

平成 27 年 1 月 19 日以降に入札公告又は入札通知するものから適用

11 保護観察対象者雇用の評価

1 趣旨

刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、協力雇用主に対する優遇措置として、建設工事の入札参加資格の等級区分（いわゆる格付）に係る主観点を加点します。

2 内容

次の要件に該当し、京都保護観察所が平成 26 年 11 月 1 日以降に発行する「保護観察対象者等雇用に関する証明書」（写し可）を提出した場合は、主観点 10 点を加点します。

<加点要件など>

- ① 平成 26 年 10 月 31 日（以下「基準日」という。）時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がしてあること。
- ② 同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で 3 ヶ月以上継続していること。

※ 他の都道府県の保護観察所が発行する証明書は加点の対象とはならない。

保護観察対象者等とは、平成 24 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの期間に更生保護法第 48 条に規定する保護観察対象又は同法第 85 条に規定する更生緊急保護の法定期間中であつた者（当該期間のいずれかの時点で対象であつた者を含む。）

3 適用期日

平成 27 年度以降の建設工事の入札参加資格の等級区分から適用

12 親子会社等の同一入札への参加制限

1 趣旨

入札の公平性・公正性の向上を図るため、一定の資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加を認めないこととします。

2 内容

- (1) 一定の資本関係又は人的関係を有する二者の同一入札への参加を禁止します。
- (2) 一定の資本関係又は人的関係を有する二者以上の者のした入札は無効とします。
ただし、入札までに一者を除くすべてが入札を辞退をした場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。
- (3) 資本関係又は人的関係を有する者が別にある場合は、各入札参加時に業態調書の提出が必要になります。

3 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係の基準

(1) 資本関係

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう）の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

ア 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。）が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 適用期日

平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

